

令和7年度
九州ブロック担当者会同

【 社 会 事 業 部 】

《 議 題 》

令和7年度九州ブロック担当者会同 社会事業部議題

- | | | |
|------|------------------------|-----------|
| 議題1 | ADRの本相談・調停の進め方について | (沖縄会) |
| 議題2 | ADRセンター利用事例紹介について | (熊本) |
| 議題3 | センター研修(オンライン)の共同開催について | (鹿児島) |
| 議題4 | 認定調査士の活用について | (熊本)(大分) |
| 議題5 | 所有者不明土地・建物管理人の選任について | (福岡) |
| 議題6 | ADRセンターの収支状況について | (宮崎) |
| 議題7 | ADRセンターの統合について | (大分) |
| 議題8 | 簡易調停について | (鹿児島)(福岡) |
| 議題9 | 市民からの相談電話対応について | (鹿児島) |
| 議題10 | センターへの調停申出の受付について | (鹿児島) |
| 議題11 | 調停内での分筆、所有権移転登記について | (鹿児島) |
| 議題12 | ADRセンターの認証取得の検討について | (大分) |
| 議題13 | SNS活用状況について | (沖縄) |
| 議題14 | 社会貢献活動(実施内容・予算状況)について | (宮崎) |
| 議題15 | 公嘱協会との合同事業の実施状況について | (沖縄) |
| 議題16 | 社会事業部の業務について | (熊本) |
| 議題17 | 「現地確認不能地」の取り扱いについて | (長崎) |
| 議題18 | 所有者不明土地に関する自治体との連携について | (佐賀) |
| 議題19 | 無料相談会の相談員研修について | (熊本) |
| 議題20 | 法務局地図作成事業の人材育成について | (鹿児島) |
| 議題21 | 地図作成時の狭あい道路解消について | (長崎) |
| 議題22 | 狭あい道路問題の建築士との連携について | (鹿児島) |
| 議題23 | 道路用地の自治体への所有権移転について | (長崎) |
| 議題24 | 専門士業団体への参加状況について | (熊本) |
| 議題25 | 災害発生時の家屋被害調査について | (鹿児島) |
| 議題26 | 単位会での危機管理マニュアルについて | (福岡) |

議題	1	ADRの本相談・調停の進め方について
提案理由	沖縄	<p>沖縄会では、昨年末に初めて本相談および調停の申出がありました。本相談では、申立人（相談者）から事情を聴取し、調停の申立てと筆界特定の申請のいずれが適当かについて助言して終了しました。申立人が調停を希望したため調停に移行しましたが、相手方は出席したものの協議に応じず、主張を変更しなかったため、調停不成立として終了しました。</p> <p>他会では、本相談・調停の各段階でどの程度の説得・働きかけを行っているか、また筆界線上の構築物の設置・撤去など権利関係の整理について、弁護士との関与のもとで調整を図っているか等についてお聞かせいただければ幸いです。</p>
福岡		<p>当会では調停においてまず双方の主張を聞いた後、最初は調査士が筆界を含めた境界についての論点整理を主導し、ある程度の実事関係と主張がわかってきたら弁護士が解決案を提示する方向で研修等で確認をしておりますが、基本的には担当調停員の裁量に任せております。</p>
佐賀		<p>佐賀会でも今年、本相談を実施したい案件がありました。しかし、相手が応じないかぎり「不調に終わります。」ということをお聞きいただき事前受付の時点で調整を致しました。</p>
長崎		<p>長崎会は平成22年以来、1件の調停しか行っておらず経験がほとんどありません。受付相談、有料の相談の際に説得等の働きかけや、質問のような権利関係の整理についての関与は行っていません。</p>
大分		<p>大分会では最初に「境界問題相談センター」で相談を受け付けます。認定調査士がそれぞれの相談に対し、個別対応をしております。調停を希望する場合は「境界紛争解決センター」を紹介しますが、今まで調停の実績はございません。境界紛争解決センターでは弁護士も関与して対応します。</p>
熊本		<p>本相談・調停に進んだ案件はありませんが、事前相談ではADRの手続きの流れを説明するのみで説得、働きかけはあまり行われていないように思います。</p> <p>また、権利関係の整理についても行っておらず、議題2につながっております。</p>
鹿児島		<p>相談時は相談者に有利に働くような助言や、ある程度現実的な落としどころの提示を行っています。弁護士からは権利関係の整理として、撤去や売却なども提案されています。調停ではあくまで双方の意見を摺り寄せる努力はしつつ、中立の立場で双方の負担を考慮した解決案を示すなどしながら調整しています。</p>
宮崎		<p>当会は、規則に従い、進行している。</p> <p>手続きを進行する上で、気をつけている事柄のひとつに、調停の途中で相手に退席してもらい申立人、相手方の別々に本音を聞き出す時間を設けている。</p> <p>その中でどちらか一方でも解決したいという意思が感じられる場合には働きかけ、説得を試みるが、そうでない場合は無理に説得はしない。調停員である調査士と弁護士とは調停前に打合せをする日を設けており、予想できる法律的な問題は頭に入れておく。</p>
沖縄		提案会
まとめ		<p>事前面談の段階から弁護士のアドバイス、意見をもらう会もあった。本相談においては筆界に関する調査士が、権利関係を弁護士が、ということで役割分担されている。</p> <p>福岡会：調査士2名+弁護士1名。調査士が進行し、境界確認後、越境物の処理・費用分担を協議。最終整理は弁護士。</p> <p>鹿児島会：センターで弁護士が初期から関与。調停では弁護士が権利関係を、調査士が測量・越境確認。</p> <p>宮崎会：事前面談必須。解決意思がなければ深追いせず不調判断。個別面談で本音を引き出し金銭解決提案もありうる。</p>

議題	2	ADR センター利用事例紹介について
提案理由	熊本	<p>熊本会では、ここ数年 ADR センター対応事件が発生しておりません。センター利用の活性化を検討するにあたり、寄せられる電話相談の内容に対し、対応した相談員が筆界の確認や特定に関する争いの解決に重点を置いていることが、利用件数の少なさにつながる一因となっている可能性も考えられます。</p> <p>ADR センターとしては、越境物の処理や登記に関する合意形成など、筆界争い以外にも解決可能な案件が想定されます。</p> <p>そこで、筆界に関する争い以外で解決に至った事例があれば、具体的な内容をご紹介いただければと思います。</p>
福岡		現委員の任期中は解決に至った事例がないため、過去の事例を確認して担当者会同の時に回答いたします。
佐賀		本会も ADR センター対応事件は無いです。両当事者がそれぞれ調査士に依頼されて、解決に向かわれてはどうかと促した事はあります。
長崎		議題 1 同様、長崎会はこれまで 1 件の調停しか行っておらず、経験がありません。コロナ禍休止期間明け以降、年に 4～5 件の受付相談を行っていますが、その先の有料相談手続に進んだケースも過去 10 年で 1 回のみとなります。
大分		大分会の「境界問題相談センター」では基本的に筆界に関する事案を受け付けることとなっております。認定調査士が個別の相談内容に応じた対応をし、状況に応じて一般業務として解決しております。「境界紛争解決センター」では調停の実績はありません。
熊本		提案会
鹿児島		<p>直近事例では、越境ブロックの撤去、越境ひさし部分直下での分筆移転を実施中です。費用は越境者側負担、筆界自体の鑑定測量は双方案分でした。</p> <p>過去では越境建物敷地の分筆移転で双方が合意し、あえて解決的取り下げがなされ当事者たちで登記処理されたケースもあります。</p> <p>なお、相談段階で時効取得成立による解決が予想されるケースで、相談担当弁護士がその後の時効援用手続きを受託した事案もあります。</p>
宮崎		<p>電話での聞取り受付（事務局職員がおこなう）の際に、センターで取り扱うべき案件が微妙な場合でも事前面談の手続き（無料）をおこなう。</p> <p>事前面談員が対面で話を聞くことで紛争の問題点を整理し、良い解決法を提示する。解決に至った事例、調停における和解書に筆界を認めただけで所有権界での分筆登記から所有権移転登記までおこなう旨の記載をし、実際登記をおこなった事例がある。</p>
沖縄		沖縄会では筆界意外の争いについては弁護士又は司法書士に相談するようアドバイスして終了しているため、筆界以外の問題で解決した事例はありません。
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物越境に関して、分筆→交換により問題解決する案件が確認できた。 ・ 意見交換の中で、各センター間の取り扱い件数には大きな差があることが共有された。特にデータの蓄積が少ない会ではセンター運営に関するノウハウが不足し、その結果として運営が非効率になっている可能性がある。 <p>このため、全国の各センターの統計データを収集し、それらを共有できる仕組みを整備すること、さらに集計データを活用して、現場が求める質の高い研修を全国レベルで実施することなど、連合会による積極的な支援を求める意見も出された。</p>

議題	3	センター研修（オンライン）の共同開催について
提案理由	鹿児島	認定機関であるセンターかごしまでは、センター研修が必須になっています。ですが費用削減を考えると学識者による講義は簡単に開催できないのが実情です。 各センターで運営はもちろん、相談調停の開催状況も異なりますが、テーマによっては共同で費用負担し、学識者の講義を開催できればと考えております。各センターのご意見をお聞かせください。
福岡		ご提案に賛成です。当会でも昨年は3度の研修を開催しておりますが、弁護士会に少ない講師料で研修をお願いしています。ただ、解決手続の特例や特定和解等の新しい制度に特化した研修等は行えていないため、共同の研修でより専門性の高いものが出来ればと考えております。
佐賀		研修費の予算立てが厳しい状況にあるのが当会も悩みです。合同でオンラインにて実施することについては賛成です。
長崎		共同で行うことには賛成。九州ブロック単位で開催ができればぜひ参加したい費用等様々な調整も必要になると思うが、鹿児島さんの提案に賛成である。平成21年に長崎と佐賀の共同でADRの基礎研修を行ったことがあります。
大分		大分会におきましては、現在「認証取得」に向けた検討を進めているところです。認証取得の際には、ぜひ各センターの皆様と共同で研修を実施させて頂ければと思います。その折には、学識者のご講義についても費用負担を分担する形での開催に協力させていただければと考えております。
熊本		費用削減の観点から、オンラインでの共同開催は前向きに歓迎しております。連合会の manaable のようなシステムで運用できるととても使いやすいと思います。
鹿児島		日調連の manaable でも ADR で検索しても1件しか研修がない。各センターともに少ない予算で効果的な研修をするには、できれば日調連が主導し、各センターにどんな研修を望むのか、講師案はなどアンケートを取り、オンライン研修を実施してもらいたい。
宮崎		当会では、マナブルにいい講義があるので、まずはマナブルを見るようにしている。昨年度は、鹿児島会が行った調停に関する映像をもとに、当会の規則と比較しながら、研修を行った。
沖縄		沖縄会では平成19年に境界問題相談センターを設置して18年になりますが、これまでADRに移行して本相談、調停を行った事案は1件のみであり、センターの運営費も年々減少しているため、九州各県に委員を派遣する費用が工面できないこと、講師を呼ぶにも沖縄では旅費等が高いため計画する事も出来ないのが実情です。申し訳ないですが沖縄会は、共同での費用負担は厳しいと考えます。
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> 多くの調査士会が、予算的な制約からオンラインでの研修共同開催に賛成しており、講師報酬分担によるコスト削減と質の向上を期待。その反面、そもそも取扱件数の少ない会においては、費用負担する財源に苦慮する、という意見もあり。 その他、会の顧問弁護士、運営委員の弁護士にも研修に関与した合同研修の必要性について議論した。専門的知識の共有や連携強化が図ることができ、鹿児島会ではすでに弁護士会との具体的な協議が進んでいる。福岡会では、非弁行為に関する研修を弁護士に行ってもらい、研修内容としても非常によいものであった。

議題	4	認定調査士の活用について
提案理由	熊本	現在、ADR センターが活発にされている会、そうでもない会あると思いますが、基本的にどういう形であれADRセンターは必要だと思います。今一度、民間紛争解決の意義を考え、認定調査士でなければ出来ない事を理解整理して、ADR そのものでなくても調査士が足りない事を補っていく機関にならないかなと思います。皆様の民間紛争解決の意義と認定調査士をいかに活用するか、何か考えがあれば意見を頂けたらと思います。
	大分	認定調査士を取得するために費用と時間がかかる割に認定取得後、あまり活用されていないのが現実です。あまりメリットを感じないためか、受験者数も減少しております。認定調査士としてのメリットがなければ、まだ取得していない会員や新入会員に取得を促すことが難しいと感じております。それぞれの会において認定調査士の活用や一般市民に向けたPRを行っているか教えていただきたい。
福岡	認定調査士取得率全国ワースト1であった当会においては、ここ数年は新人研修において認定調査士の重要性を啓発する取り組みをしております。内容としては認定調査士でないと所有権界の話ができない、特定和解等の新制度に対応できない等の説明をし今後長く調査士として仕事をしていく上での認定調査士を取得しないデメリットについて考えさせるような研修にしております。 また、今年度の全体研修において他の一般会員向けにも同様の研修を行い、認定調査士の取得率の向上およびセンター利用の促進を考えております。	
佐賀	個人的意見ですが前年2月に鹿児島で研修を受けた時に大学の先生がADR認定調査士とは筆界の取り扱い方(越境解消についてのアドバイスが出来る)持っていなければ筆界の位置説明しかできないと言っておられました。本当にそうであれば調査士は全員持たなければ仕事ができないと考えます。	
長崎	認定調査士の活用については当会も苦慮しており、他県会の意見を参考にさせていただきたい。	
大分	大分会では「境界問題解決センター」を設置しており、当該センターに寄せられた相談につきましては、相談員としてADR認定を受けた土地家屋調査士が対応しております。	
熊本	認定調査士の活用や一般市民に向けたPRはほとんどできていない状況です。認定調査士受講者数も減少傾向にあり認定調査士としての活用を見いだす事を検討中です。	
鹿児島	認定資格の活用は事実上皆無と言えます。センターでの相談調停員になってもらえるという程度です。ただ、鹿児島大学ロイヤリングセミナーの模擬相談の振り返り研修時に、京都産業大学 草鹿先生へ非弁行為の判断を質問しました。調査士が通常業務で単独で相談に応じている場合に、認定なしの場合と認定ありの場合で、時効取得や権利関係について話せる内容が異なると説明がありました。この点をもう少し勉強して新人に取得を促したいと考えています。	
宮崎	新入会員に対しては、事務局・各支部の先輩調査士が認定調査士を受けるように促しているため議題にあるような新入会員が認定取得を渋るようなことは少ない。 近年では、ほとんどの新入会員が認定調査士を取得している。 通常業務でもADRに近い選択肢の提示や弁護士紹介なども行っているため、広報的に活動するのであれば、裁判所や行政庁に話を持って行く方がよいのでは？	
沖縄	沖縄会は、電話で予約を受け付けて2週間に1回認定調査士による相談を本会で行っていきます。一般市民に向けたPRは特に行っていませんが、無料相談会の新聞広告に掲載したり、相談会でパンフレットを配布したりしています。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査士の資格は、取得にかかる費用や研修のための時間的拘束が大きい一方で、それに見合う実務上のメリットが少ないと感じられている。 現状では、資格取得の最大のメリットは、ADR等に関する知識を深める学習機会そのものであり、経験の浅い新人調査士がトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ役割。 ADR資格取得のメリットを議論するよりも、「資格をとらないと活動できない」必須のものに位置付けるべきだという提案もなされた。一方で、未取得の年配会員への配慮や、国家資格で可能な業務が制限されることへの懸念も示された。 資格取得に関しては、新人研修と併せて行うことで必須科目とし、費用負担減と資格取得率アップにつなげることについて議論し、連合会へ要望として伝えることとした。 	

議題	5	所有者不明土地・建物管理人の選任について
提案理由	福岡	地方裁判所より土地家屋調査士会へ、管理人候補者の推薦依頼があった場合の選任基準についてお聞かせください。また、実際に管理人として行ったことがある会があればご教示宜しくお願いいたします。
福岡	提案会	
佐賀	佐賀会もこの件についてとても興味があります。本当にご教示ください。	
長崎	推薦依頼に対し、認定調査士や財産管理人講義の受講者から優先して選任を行う予定です。そのため裁判所へは、財産管理人の選任依頼があった場合に、有資格者である認定調査士を紹介してもらうように有資格者リストを渡しています。	
大分	選定基準についての規則等は定めてなく、推薦者名簿も作成していない状況です。	
熊本	本会では選任基準はありません。今のところ、裁判所からの推薦依頼は調停委員だけで、総務部が担当しています。	
鹿児島	鹿児島では、裁判所に働きかけをしましたが、裁判所からの返答がいまだに一切ない状態です。	
宮崎	当会では、これまで事例はない。 常任理事会・理事会において、専任する。	
沖縄	沖縄会では、これまでに地方裁判所から管理人候補者の推薦依頼を受けた事例はなく、現時点では選任基準を設けておりません。 また、会員の中で実際に管理人として選任されたとの情報もございません。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 各会から事例に関する新しい情報はなく、昨年の福岡会の事例以降、調査士が管理人となる事例そのものが確認されない状況であった。 裁判所からの推薦依頼については、一部の会において認定調査士、財産管理人講座受講者、調停委員を優先する等の意見を得た。 裁判所における管理人選任基準について、土地の管理人として調査士を選任してもらいたい場合は、そのことを明確に示す必要がある。申立内容に境界確認以外の要素があると判断された場合に、土地家屋調査士以外が選任されるケースが確認されている。 連合会役員より、認定調査士と財産管理人制度を結びつけた活用の方向性を検討している旨の報告があった。また、財産管理人選任申立てに関しては、調査士を選任するためのマニュアルを作成中であり、今後、裁判所への働きかけを行う予定であるとの報告を受けた。 	

議題	6	ADRセンターの収支状況について
提案理由	宮崎	<p>当会は認証事業者としてADRセンターを運営しています。事前面談は無料とし、相談・調停以後の手続きについては費用を受領します。</p> <p>事前面談は、月に2～3件程度実施されていますが、費用徴収できる状況までいかず赤字による損失が多い状況です。</p> <p>認証の有無にかかわらず、どのような運営状況であるか情報提供いただきたい。また、今後どのようなセンター運営を行っていくか指針などがあればご教示いただきたいです。</p>
福岡		<p>当会では事前相談は広報部主催の相談会を經由しているため、センターの負担がありません。センター運営については、前提として相談・調停で予算が黒字化することは考えられないと思います。それよりも研修に講師を派遣する等、センターの専門性を活かしセンターの有用性について他の会員の理解を得る必要があるのではないかと考えております。</p>
佐賀		<p>佐賀会も予算が厳しくセンターの運営状況は思わしくありませんが、事前受付で面談作業をして費用を受領している状況です（電話や受付面談で解決する内容も多く収入には繋がっていない）。</p>
長崎		<p>事前面談は無料で年4～5件で行っているが、有料の相談手続に進むことも稀であり、同じく黒字化が難しい状況となる。</p>
大分		<p>大分会におきましては、「境界問題相談センター」に寄せられた案件について、相談を受けた調査士が自己の業務として対応しております。</p> <p>その際、経費として報酬の3%を会に納入いただく仕組みを採用しております。</p>
熊本		<p>運営については、まず無料の事前相談を行い、その結果ADR調停案件にふさわしいと判断した場合には、調査士会または弁護士会において調査士が関与する形のどちらかで、ADR相談・調停を進めます。ただ、近年ADR調停案件がなく、相談者からの費用徴収も行っておらず、年間予算50万円で活動しております。</p>
鹿児島		<p>事前相談は廃止しているため、相談及び調停を有料で行っています。事前相談ではないですが、電話でセンターへ最初の問い合わせがあったときに、センター事案・調査士紹介・他士業や他機関紹介など振り分けのため、電話で最低限の話を聞いています。当会で以前行っていた事前相談に近いものですが、こちらは無料です。</p> <p>事前相談、相談、調停は回数が増えるだけ支出がかさみます。ODRで委員交通費を削る可能性があるぐらいでしょうか。事実上、それ以外の運営委員会や研修費を節約していくしかない状況です。委員数も運営可能な最低人数にしており、非常に厳しいです。運営の中長期指針はなかなか立てづらいです。</p>
宮崎		<p>提案会</p>
沖縄		<p>沖縄会は、認証を受けていませんが、電話で予約を受け付けて2週間に1回認定調査士による相談を本会で行っています。月に2回隔週の水曜日に2～3件程度の相談を30分位の時間で無料で行っています。認定調査士の手当ては5000円で交通費をプラスして支払っています。</p>
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・ADRセンターはそもそも赤字体質であるが、現在経費削減、会費上昇等の議論も多いためことから各会議題について議論を行った。 ・物価高騰、人件費高騰等の社会的背景もあり、センターサービスの維持を目的として、相談担当者の報酬見直しや、有料相談の料金体系の見直しについて現在各会で検討がなされていることが確認された。

議題	7	ADRセンターの統合について
提案理由	大分	北海道では4ヶ所に設置されているADRセンターを1ヶ所に統合する計画があると聞きました。大分会では境界問題解決センターを設置して10年以上が経過しますが、今まで一度も調停の実績がございません。九州の他会におかれましても利用件数が少ないと伺っております。大分会は現在、認証を取得しておりませんが、認証取得を検討しているところです。毎年の経費等を考えると九州全体で一つのADRセンターの設置も検討できるのではないかと思います。この件につきまして、他会の意見を伺いたい。
福岡	予算・人材・現状の相談・調停の件数等を考えると統合してしまっているのではないかと思います。	
佐賀	各県の運営状況や相談件数、実績などを聞く限りでは、北海道と同様統合の検討も視野に入れるべきかと思います。運営にかかるコストも分散でき、情報共有もしやすくなるので賛成です。ただ、問題点としてセンターの所在を何処にするか、運営する場合の事務局職員はどの様にするかなど多種多様な対応の検討も必要になることです。	
長崎	案として検討価値はあると考えます。当会では今のところ具体的検討事項ではありませんが他県会意見を参考にしたい。	
大分	提案会	
熊本	経費面を考慮すると、統合も一案ではありますが、各会の活動状況や活動方針の違いから、統合は容易ではないと思います。	
鹿児島	調停は鹿児島も1年に1件あればといった数です。有料相談は大体7、8件です。九州で一センターにしても個々の県で扱う件数が異なり、コスト負担を他県と分散負担するのは理解が得られないと思います。こういった相談調停のコストは実施件数に応じて累積するので、1センター化を図るより、研修会（オンライン中心）を合同化するとか、事例集的な情報統合を図るといった面で協力していくことが望ましいと思います。	
宮崎	オンライン化（ODR）が進まない限り難しい、事前面談数は結構あるが、今のところは対面で話すのが一番良いと考えている。 地域により言葉、考え方が違うため他の地域の相談は難しいと考えます。 九B管内で試験的に連携する構想を試してみるのも一考と考えます。	
沖縄	沖縄会ではADRの利用が無いと言っても良い状況なので、今のところ認証取得は考えておりません。また、沖縄は離島が多いのと九州に出向くのにも経費が掛かり過ぎますし、ODRで対応するにしても機材等の環境整備に時間が掛かりそうです。 認証を受けている会で一つのセンター設置は良い考えだと思いますが、沖縄会は消極的な意見にならざるを得ません。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・九州内のセンター統合については、将来的な人員減による負担増、また費用軽減の面から賛成の意見が多いものの、各会での事件数のばらつきに伴う費用負担の公平性や、沖縄のような遠隔地からのアクセス問題など、解決すべき課題が多いということについて議論した（福岡会からはコストや連携メリットが不明確として慎重な意見あり） ・仮に統合した場合には、現各センターは支店のような役割とするか ・連合会：大阪で調査士／弁護士／司法書士などにより設立されたセンターが一定の成果をあげているようで今後もその動向に注意している。ODRについては試験をおこなった際にオンラインならではの問題点も確認されたため、実施方法についての統一的なマニュアルを現在作成中である、と報告。 	

議題	8	簡易調停について
提案理由	鹿児島	センターかごしまでは7月に行った法務局及び弁護士会との連携協議会の中で、筆界特定後の杭打ちを調停で行う話が出ました。数年前にいわゆる杭打ち調停といった呼称にて簡易な調停の話が大阪などから出たが、筆界特定後、現地での杭打ちを調停として受諾するもので、その当日一回で終了する簡易な調停といった内容でした。筆界特定を補うものとして活用もあるといった話を先の連携協議では行いました。センターかごしまでは今後も検討をしていくつもりです。各センターでは杭打ち調停のような簡易調停について、いかがお考えでしょうか？
	福岡	当会では筆界特定の件数の増加とそれに伴う処理期間の長期化を改善すべく、法務局との連携の一環としてADRで処理できそうな事案の検討と筆特後の簡易調停を考えております。各会での法務局との連携についてご教示ください。
福岡	提案会	
佐賀	私が筆界調査員でもあるため、法務局とよくADRと筆界特定の連携について話すのですが、ADRの弱点である相手が話に応じ意見が出ないと先に進まない（時間や費用が無駄になる）ため筆界特定の利用者が多くなる。この状況であればADRの利用者は増えることはない、とよく話します。	
長崎	当会にて実施した経験はありませんが、今後、法務局と連携し筆界特定後の境界標設置について取り組んでいくための情報収集をしていきたいと考えております。	
大分	簡易調停について、大分会では実績がありません。	
熊本	法務局との連携については、年1回の打合せを計画しております。去年は実施しましたが、ADRセンターがあまり稼働していないので、何を連携していけば良いのかもわからない状況です。	
鹿児島	法務局もADRに理解ある方のいる時と、そうでない時で温度差があります。その意味で定期的に連携協議が必要と考えます。現在は年2回連携協議を行い、調査士会と弁護士会と法務局による相談会を開催しながら、情報交換しています。	
宮崎	<p>（鹿児島）法務局からお願いがあれば派遣を考えるが、現在、センター宮崎は調停員数が少ないためセンターの調停員としておこなうのであれば難しい。</p> <p>（福岡）センターから筆界特定を選択肢として進めることはあり、又法務局がセンターを勧めることもある。特に協議会などは開催していない。</p> <p>ADRと杭打ち業務は別物であると考える。</p> <p>ADRでの和解調書内で記載があれば処理できるのでは？</p>	
沖縄	沖縄会では法務局との協議を行っていません。筆界特定後の杭打ちは、各申立調査士が地図訂正時に行っていますので、筆特後の簡易調停を行ったとの事例はない状況です。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 筆界特定後の杭打ちについて、もし要請があれば法務局からの紹介窓口としてセンターを利用することについては各会賛成。 筆界特定の件数が多い会では処理期間が長期に及ぶ場合も多く、法務局と「ADRで対応できるケースはないのか？」等打合せを行っている会もあるが、各会とも具体的な連携がとれている状況ではない。 	

議題	9	市民からの相談電話対応について（主にセンターへの相談）
提案理由	鹿児島	<p>鹿児島会ではセンターへの相談にはセンター固定電話番号を用い、市民から相談受付している。相談内容はセンター案件・調査士紹介（一般事案）・調査士への苦情・他士業及び他機関の事案に加え、電話で解決する事案と多種多様である。</p> <p>現在は市民からの電話を事務員が簡易聞き取りし、センター運営委員に報告、委員が折り返して電話で選別をしている。</p> <p>効率化や経費削減のため、委員の電話にクラウドフォン使用などテストしている。</p> <p>各会では、センターや本会への相談や苦情などの電話にどういった対応をされていますか？また、何か効率化等の工夫があればお教えてください</p>
福岡		<p>当会も同様に事務員が聞き取りの後、判断が難しい内容については運営委員が対応しております。通話はコールバック機能を使って個人の携帯からセンターの電話番号より折り返しができるようにしております。以上の方法で現状は滞りなく対応ができております。</p>
佐賀		<p>電話の受付はおおむね事務局が対応しています。その後難しい案件に対しては理事に一斉送信でメール送信していただきグループラインなどで話を集約してから、相手に返信しています。希望があれば担当理事が電話相談までしております。</p>
長崎		<p>総務部で電話対応マニュアルを作成中で、本会は10月から録音機能つきに変更予定です。氏名を尋ねても答えられない場合等についても対応を検討中。</p>
大分		<p>大分会におきましては、毎週水曜日の10時から15時の間で「境界問題相談センター」にて相談を受け付けております。</p> <p>筆界に関する相談のみを受け付けており、苦情等につきましては当該センターでは受け付けておりません。</p>
熊本		<p>当会では、一般的な相談や苦情に対応する電話と、ADRセンター専用の相談電話を分けて運用しています。</p> <p>ADRセンターの相談電話は毎週水曜日のみ受け付けており、事務局が相談者の住所・氏名を確認のうえセンター長に連絡します。その後、センター長から相談者の住所地に所属する支部の相談員に連絡し、相談に応じる流れとしています。</p>
鹿児島		<p>事務局の負担軽減も課題であり、調査士が常駐しない以上、どこまで効率化できるかは今後の運営の課題です。色々と意見いただきたい。</p>
宮崎		<p>センターへの受付や相談などの電話はほぼ事務局の職員が対応している。判断に迷うときは、事務局からセンター長に問合せがあり、助言のうえ対応している。いまのところ大きな問題はない。センター長専用の携帯電話があり調停への誘因などの際に使用し、個人携帯に直接相談者が電話しないよう対応している。使用量は少ないため一番安いプランにしている。当会では、苦情電話の件については総務部対応案件となる。</p>
沖縄		<p>沖縄会でもセンター固定電話番号で事務局員が対応していますが、相談受付のみで、個別の選別は相談日に認定調査士が相談内容から判断しています。</p> <p>センター案件以外の相談や苦情などの電話の対応は、連絡先電話番号を聞いて関係部署の担当者が折り返し連絡を入れて内容を聞いて対応しています</p>
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> 相談員が個人の携帯電話を使うことによる問題（知らない番号からの着信に回答しにくい等）が指摘され、その対策として、鹿児島会ではクラウドPBX「トビラフォン」を導入し、運営委員がアプリ経由で会の番号として発信できる体制を構築。福岡会でもコールバック機能を活用している。 録音、自動文字起こしが可能なツールの活用事例も共有された。

議題	10	センターへの調停申出の受付について
提案理由	鹿児島	センターかごしまでは、原則としてセンターの有料相談を受けてもらい、弁護士・調査士にて相談を行ったのち、調停申出を受け付ける流れを取っています。例外的にセンター長判断で直接、調停申出を行うケースも認めていますが、実例はありません。 連合会モデル規則に倣った進め方ではありますが、今後の参考として、各センターで相談を行わず調停に直接進んだケースがあれば、どのようなケースだったか教えてほしい。
福岡		当会では、相談を行わずに調停に直接進んだケースはありません。ただ、認定調査士の活用という点から認定調査士が調停案件に該当すると判断した事案については直性に調停に進むという対応も検討しているのではないかと思います。
佐賀		現在ありません。
長崎		調停をほぼ行っていないため経験がありません。 境界について当事者双方が事前に承諾しており、後は和解調書作成を行うのみ、というようなケースが該当するのではないかと考えております。
大分		大分会におきましては、相談を経ずに直接調停に進んだ事例はありません。
熊本		近年調停自体に進んだ案件がなく、センターで相談を行わず調停に直接進んだケースはありません。
鹿児島		提案会
宮崎		当会の規則上、議題にあるような進行はない。 事前面談、相談のどちらもなしに調停に進んだ例はない。
沖縄		沖縄会ではそのような事例はありません。
まとめ		・各会ともセンター有料相談を省き、そのまま調停に進んだ事例は確認されなかった。

議題	1 1	調停内での分筆、所有権移転登記について
提案理由	鹿児島	センターかごしまでは進行中の調停で、分筆及び所有権移転登記による解決を進めることとなり、調停を一時中断し、登記を進めることとなっている案件があります。通常は、これらの登記を行うことを和解内容とする合意調書を作成し調停終了となるケースが多いかと思いますが、特定和解による執行を考慮し、当事者の了承もあって進めた次第です。各センターで調停内で登記を行ったケースがあればお教えてください。その際のメリット、デメリットのような意見もいただけると幸いです
福岡	現委員の任期中は解決に至った事例がないため、過去の事例を確認して担当者会同の時に回答いたします。	
佐賀	現在ありません。	
長崎	そのようなケースはこれまでありません。他会の意見を参考にしたい。	
大分	大分会におきましては、調停の実績がなく、登記を行った実績はありません。	
熊本	当会では調停内で登記を行ったケースはありません。	
鹿児島	鹿児島の記事では、登記まで終了させて和解することで、和解調書に互いの債権債務を無しとする、あるいはその数を減らせるため、当事者間の遺恨に残りにくいという点と、和解調書を作りやすいというのがメリットと考えます。逆に長期化すること、外部の調査士や司法書士と当事者間の委託内容の責任がセンターと切り離すよう非常に気を付けないといけない点がデメリットと考えます。	
宮崎	調停での和解後に分筆及び所有権移転登記をおこなった事例がある。分筆登記に関してはセンターへの相談前に調査測量をおこなった土地家屋調査士にお願いした。	
沖縄	沖縄会ではそのような事例はありません。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調停実績がない会が多く、また経験のある会においても本議題のようなケースは確認されなかった。 	

議題	1 2	ADRセンターの認証取得の検討について
提案理由	大分	<p>大分会はADRセンターの認証を取得していないため、認証取得を検討しております。認証をまだ取得していない会におかれましては、今後認証を取得する動きがあるかどうか教えていただきたい。また認証を取得しない場合はなぜ取得しないのか知りたい。</p> <p>認証を取得している会においてはセンターの運用実績が少ないのにもかかわらず、センターの経費が重荷になっていないか教えていただきたい。また認証を取得したのにもかかわらず、その後認証を取り下げる話があれば、教えていただきたい。</p>
福岡		<p>当会では一度大幅に予算を減らされ、現状は最低限の予算で運営をしております。センターが単なる調停をする場ではなく、調査士会におけるシンクタンクのようなポジションとして会員に認識されるようになると予算についても納得してもらえるのではないかと思います。</p>
佐賀		<p>当会ではADRセンターの運営開始以降現在も相談の件数は殆どなく、調停の実績もないので現段階では取得の必要性を感じていないのが実情です。</p> <p>現段階で認証取得についても予定はありません。</p>
長崎		<p>長崎会では、認定調査士以外の調査士も受付相談の対応をしているため、認証を取得した場合にその対応ができなくなることを考え、現在のところ認証取得を検討していません。</p>
大分		提案会
熊本		<p>当会では認証の取得は行っておりません。今後の取得については、当面は状況を見極めながら検討していく方針です。</p>
鹿児島		<p>認証取得していますが、実績が増えるほどコスト増で、経費は県会にとって重荷になっています。経費削減に努めつつ、会員にセンターの有用性をもっとアピールしなければならないと考えています。</p>
宮崎		<p>宮崎会では認証を取り下げることは考えていない。</p> <p>認証取得に費用をかけているため。</p> <p>(認証を取得するメリット)</p> <p>調停の際に、費用を請求できる。</p> <p>特定和解を行う事業者とした場合には、和解内容の効力に執行力を付与できる。</p> <p>(認証のデメリット)</p> <p>規則面での手間や制約が増える。</p>
沖縄		<p>沖縄会では認証を取得しておらず、今後も取得する予定はありません。</p> <p>事前相談の段階でADRを勧めても、本相談から調停に移る際に5~6万円の費用がかかることや、相手方が出席しなかったり話し合いに応じなかった場合には調停が終了してしまうことを説明すると、ほとんどのの方がADRの利用を希望されません。</p>
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証未取得の会においては、取得を前向きに検討されている状況ではない ・ 取得済みの会において経費増が一番のデメリットであり、メリットは限定的との意見 ・ 福岡会においては、調査士業務として必要な制度である、との意見。

議題	1 3	SNS活用状況について
提案理由	沖縄	<p>全国一斉表示登記無料相談会において、自治体が公式LINEなどのSNSを活用して告知を行った会場では、相談件数の増加が見られました。</p> <p>そこで、他県会でもSNSを活用されているのか、また活用されている場合は具体的にどの媒体を利用しているのかをお伺いできればと思います。</p> <p>また、SNS以外で相談件数の増加につながった広報活動の事例がありましたら、ご紹介いただけますと助かります。</p>
福岡		<p>広報部担当ですが、当会ではSNSは活用していません。西日本新聞広告社と年間契約をしています。県会のHPなどにも無料相談会のお知らせ等掲載していますが、今後は具体的に、各無料相談会に来られた方が何を知られて来られたか検証し、他の代替案等考えていきます。</p>
佐賀		<p>SNSの利用は現在考えていません。各市町村にお願いして回覧板に広報チラシを入れてもらうと安価に広報が出来ます。</p> <p>フェイスブックは継続中だが情報連携限定的。災害時の連絡手段として維持。</p>
長崎		<p>広報部管理のFACEBOOKが継続中であるが、効果的な情報発信にはつながっていない。災害の際の連絡手段のひとつとして継続利用をしています。</p>
大分		<p>大分会におきましては、SNSによる広報は現在行っており、新聞広告およびポスター掲示を行っております。毎週水曜日10時～16時に無料電話相談を開設。</p>
熊本		<p>本会では活用していません。他県会のご意見を参考にさせていただきます。</p>
鹿児島		<p>鹿児島会では、9土業合同の無料相談会を毎年実施しています。SNSは、利用しておりませんが、市電の釣り広告やテレビやラジオ番組での広告が効果あるようです。</p> <p>市の広報誌も広報効果がありますが、経費削減で広報誌掲載内容の縮小に動いており、SNS化が進んでいます。一方で小さな自治体では防災無線を使って開催案内してくれる所もあり、こちらはかなり効果があります。</p>
宮崎		<p>広報部はいろいろ活用している。センターのSNSはありません。</p> <p>現在、当会は事前面談の件数が毎月一定程度あるため、これ以上は処理しきれない。人員・費用・予算上の都合から。</p> <p>相談件数の増加は、会員の未処理数に比例しているとも捉えられるため、一概に増加が良いとはいえないと考える。</p> <p>相談会はHP、回覧板、チラシで周知。無料相談は来場あり。</p>
沖縄		<p>提案会</p> <p>沖縄会で無料相談会の方法は、基本的に官公署でポスター掲示と新聞広告で行っている。無料相談会に一人も来なかったということで残念な結果になった支部もあったので何かいいアイデアがあれば教えていただきたい。</p>
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・SNS単独よりも、回覧板、防災無線、役所案内、交通広告、新聞・テレビ・ラジオなど地域のインフラに根差した告知が有効例として複数報告。 ・アンケート等で来訪理由の確認を行い費用対効果の検証を進める必要性を確認。

議題	1 4	社会貢献活動（実施内容・予算状況）について
提案理由	宮崎	当社が行う社会貢献活動は、小中高生向けの地上絵、一般市民向けの体験出前授業等である。年2、3回実施され参加メンバーに対する交通費などとして、予算執行を行っています。また、活動の内容から広報部とも連携を図り、予算組み・事業の実施をしています。他会での実施内容・状況（予算状況を含む）について情報交換を行いたいです。
福岡		当会では広報部が担当となり、年に約14回、大学向けに社会連携講座を開催しております。年間予算は運営費として、140万予算組されています。 銀行や専門学校などからの依頼対応も実施。
佐賀		佐賀会では、広報部が実施しており基本理事が全員参加をしております。現在、一人手当5000円で交通費は距離に応じて支払いがあります。実施内容として今年度は中学校へのワークショップ・銀行、高校生への出前事業、佐賀県立産業技術学院への授業、ロードレースでお茶を配る（調査士の広報）などを行っています。
長崎		本会と支部で行っているため社会事業部による活動はありません。 諫早支部は地上絵、小学校、高校に出前授業を行っている。その他、佐世保、長崎も出前授業を行っており。本会付託事業として本会にて全額を負担。地上絵については負担していない。
大分		大分会では昨年度、工業高校の建築科で出前授業を行い、職業紹介をしました。出前授業は広報部が行っております。コロナ禍以前は2年に一度の程度で出前授業を行っていましたが、コロナ禍以降は感染症対策や学校の授業時間確保のため、出前授業が以前の頻度での実施ができていない状況です。予算内容は部員の日当と授業内容の動画制作費です。
熊本		本会では、地上絵と出前授業は広報部担当になっています。社会事業部は、熊本大学への寄付講座を担当して行っていますが、専門士業連絡協議会の事業ですので、その予算から講師へ支払っています。その他には、行政評価事務所主催の無料相談会、専門士業連絡協議会主催の無料相談会に相談員を派遣しています。予算は相談員の日当、交通費10数日分を支払っています。また、今年度から狭あい道路の解消事業を進めている
鹿児島		出前事業は、業務部が鹿児島大学、広報部が小学校で実施しております。通常の公務と同様で交通費も出しています。
宮崎		提案会 他会においても予算状況については厳しいところがあると思う。 日当、予算状況をお伺いしたい。
沖縄		沖縄会の主な社会貢献活動は、県内2校の工業高校での出前授業や、県用地課職員を対象とした測量技術・座標計算・用地買収に伴う分筆作業工程等に関する研修会の実施です。参加メンバーには日当5,000円と交通費を支給しております。予算については、令和5年度が10万円（決算額：186,900円）、令和6年度が15万円（決算額：345,060円）、令和7年度が50万円となっています。
まとめ		・各会で実施方法、実施内容について情報交換を行い、それらに付随する活動協力者等への報酬、行政や教育機関との連携について意見交換を行った。 また予算超過への対応として会費値上げや予算増額についても議論を行った。

議題	15	公嘱協会との合同事業の実施状況について
提案理由	沖縄	研修会や社会貢献活動において、公嘱協会と合同で実施している事例はありますか。 沖縄会では災害協定以外での連携は少ないため、他県会における具体的な事業内容やその成果についてご教示いただければ幸いです。
福岡		県公嘱協会とは県と県会の三社で災害協定を結んでいます。 政治連盟は入会が任意であるため福岡会としては依頼があれば協力するといった状況です。 そのような状況ですが、土地家屋調査士法第66条に則り調査士会として所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に関し必要な助言をしております。
佐賀		現在ありません。
長崎		公嘱協会主催の自治体向けの研修会に本会と長崎県が後援している。 現在合同事業は行っておりません。
大分		大分会におきましては、年1回、公嘱協会が主催する公開セミナーを、調査士会および政治連盟とともに共催しております。昨年度は狭あい道路に関するセミナーを行い、自治体の担当者も参加いただきました。
熊本		本会では、地上絵プロジェクトに協賛してもらい、協賛金も頂いています。
鹿児島		昨年11月に狭あい道路シンポジウムを公嘱協会と実施しました。狭あい道路解消事業は、政治連盟と合わせて三者で県議顧問団と協議会を実施しております。事業の説明を聞いて頂ける自治体も出てきており、少しずつですが、効果が出てきています。
宮崎		公嘱協会とは広報・社会貢献活動として連携を図っている状況です。
沖縄		提案会
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> 公嘱協会と直接的に研修会を共催している会や、協賛金等の授受により協力関係を築いている会もある。合同事業の具体的内容は狭隘道路研修会、地上絵プロジェクトでそれらに関する情報交換を行った。

議題	16	社会事業部の業務について
提案理由	熊本	熊本会の規則を確認しましたが、現状の合致しない部分が多々ある。他の事業部もそうである。長年変更されていないが為に少しずつ現状と合致しなくなっているのではと思います、今後業務に関する規則の変更を考えており、その参考の為に聞きする事ができればと思います
福岡		当会では、会則にある社会事業部の業務分掌に則り会務を遂行しています。変更などは考えていません
佐賀		特別、佐賀会では仕事内容が規則に入っていないため回答が出来ません。
長崎		センター規則とマニュアルなどについて見直しを行っている。金融機関に向けた対外研修を行っていたが、今年度から広報部が受け持つこととなった。
大分		大分会の会則では、社会事業部のつかさどる事務として、(1) 調査士業務の相談に関する事項 (2) 筆界に関する民間紛争解決手続きに関する事項 (3) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項 (4) その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項、となっております。 また、定時総会での事業計画として、①境界に関わる相談に関する事項、②境界に関わる民事紛争解決手続きに関する事項、③社会貢献活動の推進に関する事項、という事で、大きな相違はないと認識しています。他会の皆さんの情報をお聞きして、大分会でも精査してまいります。
熊本		提案会
鹿児島		現状というのは、調査士会をとりまく社会情勢のことでしょうか。例えば、境界鑑定委員会というものがありましたが、役割が少なくなってきたことにより、業務部に組み込んだり、登記困難防災委員会というものもありましたが、社会事業部に組み込んだりして、規則の変更まではしてはおりませんが、運用で対応している状況です。確かに、現状を鑑みてみれば、物価高対策を踏まえた費用設定や建築業界の不況を踏まえた状況分析など最優先にするべき課題が置き去りにされていると感じております。
宮崎		当会では、広報部との連携・関連する業務が多いため、理事もこれに応じて活動している。また、業務部とも関連する側面もあるため、九州では、各部の業務範囲を一定程度統一させてはどうかと考えます。
沖縄		沖縄会会則の業務分掌において、社会事業部の所掌事務は次のとおりです。 (1) 地図の作成及び整備等に関する事項 (2) 筆界に関する民間紛争解決手続きに関する事項 (3) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項 (4) 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項 (5) その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項 このうち、社会事業部が主に行っている活動は、(5)の公共・公益に係る事業（出前授業、よろず相談会、災害協定など）です。 業務分掌に関する会則の変更は、現時点では検討していません。
まとめ		・社会事業部は、広報部、場合によっては総務部とも業務範囲が重複しやすく、明確な役割分担や規則の整備が今後の課題。連合会にて社会事業部の業務について、例示してもらいたい、との意見もあった。

議題	17	「現地確認不能地」の取り扱いについて
提案理由	長崎	昭和の国土調査において、従前の道路幅幅に伴う分筆によって道路敷となっていた土地が登記簿に「現地確認不能地」と記載され、地図上からは抹消され「道」として表示されているケースがあります。これらの中には登記名義人が民間であるものも少なくなく、所有者から申出があれば寄付により所有権移転を行う場合もありますが、その筆数が多いため、個別対応には相当の時間を要しています。実際に新たな道路幅事業の際の支障となった事例もあり、将来的な解消のため包括的に処理を行った先事例等がないか、お伺いしたく提案いたします。
福岡		先事例はありませんが、このような事案は法整備を進めて行かなければいけないと思います。
佐賀		私個人が受けた案件も同じケースがありました。その時、県道の中に個人地があったのですが、県が時効取得して欲しいと動いていたのですが途中で止まってしまいました。佐賀でも地方部にはいまだ同様の土地が点在しており、相続した際などに始めて問題となるケースもあります。法務局としては現地確認不能地であったとしても相続はしてほしいと言っていますが、これは現在社会問題となっている所有者不明土地をこれ以上増やしたくない為ではないかと考えます。
長崎		提案会 (東彼杵郡波佐見町 約 60,000 筆の内、約 5,500 筆が現確不能地)
大分		大分会におきましては、包括的に処理を行った事例は確認できておりません。ただし、大分市の市道に関しましては、所有者に寄付の意思がある場合に、市の費用負担により分筆登記を実施している事例がございます。また、地図作成業務の際にも、所有者の意思に基づき分筆を行う場合がございます。
熊本		状況が同じなのかわかりませんが、県ではなく、熊本市内の事になります。現在市道区域の中にある個人所有地、いわゆる「道路内民有地」の解消事業をおこなっていかうとしています。熊本支部案件になりますが、事例的には1事例する事ができました。解消すべき理由としては現在、住宅等建築の際に市道認定されている道路であっても、登記簿に個人名義の土地があった場合、融資が受けられないという事例が多々発生しています。又、行政も建築後退に対する寄附行為を積極的に行っているという自治体は多少だがあります。そういう状況も踏まえて今後は行政とも話し合いを行い道路内民有地の解消を進めていければと考えています。
鹿児島		14 地図整備事業では、そのような事例を処理したことがあると思いますが、民間事件で個別対応したとの事例はないようです。
宮崎		当会では、業務部が担当する案件になると思われれます。
沖縄		内閣府の平成 30 年度調査では、沖縄県内の「現地確認不能地」は 17 筆と報告されています。もっとも、同調査で把握された事例の多くは戦後の記録焼失等に起因するもので、今回ご提案の「道路幅に伴う分筆・道路敷化」によるものとは発生要因が異なります。また、この類型を包括的に解消した事例は、現時点では確認できておりません。
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・当時の国土調査の方法として長狭物と隣接する土地について一括してそのような方法にて処理していたようだが、公共事業の際の障害となりうるため今後も問題となりうる可能性があれば法整備を求める必要がある。

議題	18	所有者不明土地に関する自治体との連携について
提案理由	佐賀	隣接地の所有者不明土地の納税義務者へ地方自治体（税務課・固定資産係等）から境界立会の案内送付についての協力をしていただける会はあるか？有ればどのような手続きになっているかを教えていただきたい。 またこの案内送付の協力について、市町村と協定を結んだりできないものか、良い案があれば教えていただきたい。 佐賀会では一部自治体において、土地家屋調査士が作成した境界立会の文面等を納税義務者へ代理郵送していただいているケースがあります。
福岡		以前は、隣接所有者が不明な場合、納税義務者へ通知していただいている自治体もあったと聞いていますが、グレーな部分でありますので、近年は無くなっているみたいです。市町村との協定は結んではいませんが、行政書士会、宅建協会と協定を結んでいますので、今後三社で働きかけていけたらと考えます。
佐賀	提案会	税務課名義で代理送付の運用あり。自治体印により開封率が上がる。
長崎		長崎会では現在同様の事案は確認できませんでした。 今後そのような手続きができるよう連合会等からの働きかけが行われればと考えます。
大分		別府市資産税課では調査士が立会依頼書を作成して窓口に持参すれば、職員の方が市役所の封筒に入れて無料で納税管理者へ送付していただけます。この場合、手続費用・封筒代・郵送代金は全て不要です。市役所の封筒で送付されるため、開封率も高く、立会につながるケースが多いです。
熊本		熊本では基本的に道路との立会の呼びかけは土地家屋調査士がおこなっている。ただし熊本市内については、対向地まで確定している事から、呼びかけしても応じてもらえない場合又は行方不明の場合は、熊本市の方で捜索し立会案内もする事になっている。又熊本市と協力して市が立会の簡単な説明文も作成しており、会員に配布している。
鹿児島		鹿児島県の自治体では、そのようなケースで税務課の協力があつたことはありません。個人情報保護の観点からかなりハードルは高いです。佐賀会の事例をぜひ教えて頂きたいです。
宮崎		当会では、事例がありません。 佐賀会での事例を全国に広げていただきたい。
沖縄		沖縄県内で、税務課（固定資産係等）が、土地家屋調査士作成の境界立会案内を納税義務者へ代理送付する事例は確認できませんでした。
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地が起因の筆界特定の件数が多いため、納税情報の取得による申請件数減少の可能性について議論した。 ・役所名義で送付することは、受領率・開封率を高めるという実利があるが、一方でこれを継続的かつ形式的な仕組みとして実施するには、役所との連携協定の締結を模索する必要があるが、そのためには政治連盟との連携が不可欠である。また、個人情報の取扱いとの兼ね合いにも十分な注意が必要であり、懸念点も残る。 ・法務局は独自に納税者情報の調査ができるのは？との情報もあり、各会と法務局との連携により調査する方法も検討の余地があるのではないかと。

議題	19	無料相談会の相談員研修について
提案理由	熊本	現在熊本会では無料相談会は社会事業部の事業となっており、必要に応じて相談員を派遣していますが（実際は役員のみ）各会で相談会に参加する相談員に（ADRは省く）相談会に参加する為の研修等をされているか？
福岡		当会では無料相談会は広報部が担当ですが、相談員はADR委員を派遣しております。目的はADR委員のスキルアップとADRを活用できる案件への対応です。更に主催団体に応じて、県会理事が担当する場合や各支部に派遣依頼をしております。
佐賀		研修はしていません。無料相談会は現在は殆ど理事のみにて対応している状況です。7月31日の全国一斉の無料相談会については、各支部にて対応しており先輩会員と新人会員を同席させてバランスを保ち、現場で学んでもらうようにしています。
長崎		長崎会では行っていません。
大分		大分会におきましては、支部ごとに相談員の派遣等を行っているため、県会として特別な研修は実施していません。
熊本		提案会 相談員は原則2人が望ましいが人材確保等の都合で1人対応となる場合もある。
鹿児島		市役所で実施している相談会は、各支部で対応しており、原則全員に割り振りしております。相談会のための研修は、特にしておりませんが、倫理研修などが該当するかと思います。
宮崎		当会では、広報部が担当する。
沖縄		沖縄会においても、無料相談会は社会事業部の事業として実施しております。年に一度開催しており、今年度は県下12会場で行いました。相談員は、原則として開催会場の所属支部会員全員が担当しております。なお、無料相談会のための特別な研修等は実施していません。
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・無料相談会のための研修は未整備が多数であり、ベテランとのタッグ、現場同行にて経験値UPを狙う会が多い。 ・相談員研修を実施することで倫理面や対応スキルの向上が図られ、苦情発生の予防につながることを期待し、研修会の実施を検討すべきとの意見もあった。

議題	20	法務局地図作成事業の人材育成について
提案理由	鹿児島	地図作成作業に携わる人材育成のために、基準点測量から一筆地測量まで作業についての研修を定期的に行っている会がありますか。
福岡	当会ではその内容についての研修は実施していません。	
佐賀	公嘱に任せているのが現状です。	
長崎	公嘱協会では、今年度「地図作成業務推進委員会」が発足した。今後地図作成をメインで行っていくであろう若手を中心に選任され、基準点測量、作業既定の確認、積算についての月1回程度勉強会を行っている。長崎会として行っている事業はありません。	
大分	実施しておりません。	
熊本	本会では、定期的な研修はありませんが、14条地図作成事業に伴い、毎年、新しい人材や若い人材に携わってもらい、結果的に少しずつ人材育成となっています。	
鹿児島	鹿児島県では、今のところ公嘱協会以外が受注しておりません。公嘱協会社員の中から希望により班編成をしておりますが、会員減少と高齢化により、受注体制の維持も難しくなり、協会社員が同じレベルで作業できる必要があると考えたためです。	
宮崎	当会では、公嘱協会が受託しているため、業務のなかで、新人会員を教育する場を兼ねていることがある。県会で、鹿児島会が議題とするような事例はない。	
沖縄	沖縄会ではご提案にある研修等を行っていませんが、ベテランと新人が一組となって作業を行なうことで人材育成の一助としています。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図作成における人材育成として研修会を行う会は長崎のみで、公嘱協会が独自で行っている。 ・ 多数の会で現地にて若手とベテランがタッグを組むことにより人材育成を行っている ・ 地図作成作業事業は単価・収益的に厳しい面があり、将来的な継続を危惧する意見もあった。一部の会では基準点測量の外注されることが単価減少につながっている会があるとの情報もあり、今後単価アップを求めるとともに効率アップを進め、また人材育成も並行して進めていくことが望まれる。 	

議題	2 1	地図作成時の狭あい道路解消について
提案理由	長崎	建物建築時にセットバックに伴う分筆登記がされていなかった土地について、地図作成事業の際に積極的に分筆が行われ、その後の所有権移転につながるなど、狭あい道路の解消につながった事例があれば、情報共有のためお伺いしたく存じます。
福岡		地図作成事業の場合、明らかに土地が道路内民地(自主セットバック)になっている土地の場合は、一部地目変更・分筆登記を実施している事案があります。
佐賀		健全な住環境の整備に欠かせない課題であるため業界だけでなく県下市町村の官公署を含めた全体での啓蒙活動や連携が必要であると考えますが、佐賀会では実際に足並みが揃っていないのが現状です。 調査士個人の業務のなかで解消を図るため所有者等と協議する事はありますが、地図作成事業の中で解決した事例は現在あがっておりません。
長崎	提案会	
大分		大分会におきましては、地図作成作業の際に、所有者の意思に基づき分筆を行っている程度であり、狭あい道路解消に直結した先行事例はございません。
熊本		本会では、把握出来ておりません。他県会のご意見を参考にさせていただきます。
鹿児島		地図作成作業時に、セットバックであれ、公共事業による拡幅であれ、未登記道路部分であれば、所有者の了解をとり、分筆登記を実施しております。
宮崎		セットバックにおいて、分筆の義務はないため、この議題をすすめるのであれば、法整備が必要だと考えます。 宮崎では、宮崎市・都城市と県内でも大きな自治体は、補助金や手続きが整備されているが、自治体の資力に寄らざるを得ない場合もあるため、田舎にいくほど困難であると考えます。
沖縄		沖縄会では、地図作成作業で狭あい道路の解消につながるセットバックに伴う分筆登記を行ったとの事例は聞いたことがありませんが、道路部分を分筆して地目変更したとの事例を聞いたことがある程度です。
まとめ		・地図作成時に現況地目が公衆用道路となっている土地について、一部地目変更したうえで市町村への所有権移転がされた事例や分筆費用に補助金が活用された事例が紹介された。

議題	2 2	狭あい道路問題の建築士との連携について
提案理由	鹿児島	鹿児島会では、県当局に狭あい道路問題を積極的に取り組んでいただくために、道路中心線や中心後退部の取扱いについて、建築士協会と協議する必要があると考えています。狭あい道路問題について、建築士協会との協議状況について教えてください。
福岡		当会では、建築士協会との協議は行っておりません。
佐賀		建築士協会との協議は行っていません。市町村の建設課に対して財源の確保と必要性など支部長を通じてお願いをしています。しかし、最近は行っていません。
長崎		島原市がセットバックの分筆費用補助を行っているが、打合わせは市役所と直接行っている。建築士協会との打ち合わせは行っていない。
大分		特にありません。
熊本		本会では、協議はしていませんが、今後していきたいと考えています。他県会のご意見を参考にさせていただきます。
鹿児島		県建築課と狭あい道路解消問題の協議をした時に、「道路中心線を決める時に、建築士からも困ったとの意見は出ていない。」と言われており、他会の建築士との協議状況を教えてくださいたく、提案しました。
宮崎		建築確認に関連した各自治体の部署や民間認証事業者と協議する方が良いと考える。過去に、県と当会で建築後退に関する取り扱いを協議し、手続きを整備した経緯はある。ただし、県からの打診を受けて行った（業務部が主で動いた）。
沖縄		沖縄会では、狭あい道路問題について建築士会との協議は行っておりません。
まとめ		多くの会で狭あい道路中心線、また後退部の取扱いについて、建築士と直接連携、協議は行われておらず、状況に併せ調査士が自治体と直接協議を行っている。

議題	2 3	道路用地の自治体への所有権移転について
提案理由	長崎	6m 位置指定道路や民有地 2 項道路を、自治体へ所有権移転を検討する場合において、近年、新たに条件を設定して受け入れるようになったケース、あるいは従来は受け入れていたものの受け入れが困難となったケース、条件が緩和や厳格化された事例などがあれば、情報共有をお願いしたいと考えております。 測量費用や売買資金等の要因を除外した場合でも、所有権受け入れのハードルは依然として高いように感じております。
福岡		位置指定道路であれば、各自治体の基準を満たしていれば、自ずと所有権移転は可能だと思います。2 項道路に関しても、移転する部分に存在する構造物・埋設物の撤去など行っていれば受け入れは可能かと思えます。厳格化といえば盛土規制法です。
佐賀		県内では、位置指定を受け市町村の開発基準を満たせば移転できるケースが多いです。
長崎	提案会	
大分		大分市におきましては、市道に認定されている部分については、所有権移転の受け入れが可能な運用となっております。 一方で、里道等に接続している場合には、原則として受け入れがなされていないのが現状です。 そのため、所有者からの申し出があっても包括的な処理には至らず、案件ごとの個別対応が基本となっております。
熊本		どちらかという受け入れる方が多くなってきた気がします。又議題 17 でも説明したとおり融資の兼ねあいで売買時に寄附という事例は多くなった気がします。 熊本市においては、道路認定基準が設定されており、条件を満足すれば受け入れるようです。
鹿児島		市道又は県道の構造基準を満たさないと、自治体の所有権移転登記の対象とはなりません。都市計画法 29 条申請（開発許可申請）で対応しております。
宮崎		自治体としても、管理する道路を増やしていきたいとは考えていないように思われる。法整備を進めていく必要があると思慮する。 宮崎市においては、道路後退部分の構造物撤去は所有権移転の条件としている。
沖縄		沖縄県内の私道寄附は、近年、厳格化・明確化が進んでいます。過去 3 年では那覇市が要綱を改定し、位置指定の技術要件を明確化。沖縄市・宜野湾市は所有権移転より私道整備補助を重視。うるま市は全所有者の承諾や境界確定・占用解消を前提とするなど、自治体ごとに方針は異なります。既存私道の寄附は総じてハードルが高い状況です。
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・排水・流末の整備状況に強く依存しており、基準未充足の案件はほぼ受け取られない。 ・開発基準を満たしていれば受け入れは可能であり、全体として従前よりも柔軟に受け取られている、という印象である。

議題	24	専門士業団体への参加状況について
提案理由	熊本	熊本も専門士業連絡協議会として8士業が参加して協議会を行っている。各会において他の専門士業との協議会をされているか？どんな活動をされているか？又専門士業はどの団体となるか？
福岡		専団連、当会におきましては、年に数回の会長会、理事会、幹事会が持ち回りの当番会からの案内で開催されています。活動は各士業の担当が年に数回、無料相談会を行っています。士業の団体は、弁護士会・公認会計士協会・税理士会・司法書士会・不動産鑑定士協会・行政書士会・社会保険労務士会・弁理士会・中小企業診断士協会・土地家屋調査士会の10士業になります。
佐賀		専門士業による相談会、ボーリング大会、合同講演会、総会などです。県との災害協定の締結。
長崎		8士業で構成された長崎専門職団体連絡協議会の1団体として、令和4年に長崎県と大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を締結しました。この協定の主な内容は、大規模災害等が生じた場合、被災した住民や企業等からの様々な相談に対して市町や県の要請により、協議会が相談業務の支援として専門家の派遣を行うものです。参加しているのは、弁護士、司法書士会、行政書士会、調査士会、中小企業診断士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士。相談会を年1回10月～11月に行い、事前予約制で内容は弁護士を中心とした法律相談となる。
大分		大分会では大分県専門士業連絡協議会に参加しております。(弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士の九士業団体) 毎年秋に相談会を実施しており、新聞等のメディアに広報しております。
熊本		提案会
鹿児島		9士業合同の協議会があり、合同無料相談会が主な活動になります。9士業合同で県と災害協定も結んでおります。
宮崎		宮崎では、専門士業連絡協議会（七士業）が年2回開催され、災害時の相談業務に関連して、情報交換を行っている。県との温度差があり、また、協議会そのものも形式的な集まりとなり、十分な議論に至っていないのが現状である。
沖縄		沖縄士業ネットワーク協議会があり、構成団体は土地家屋調査士会のほか、弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、公認会計士協会、行政書士会、不動産鑑定士協会、税理士会、宅地建物取引業協会、中小企業診断士協会、弁理士会の計11団体で構成されています。年に一度、『くらしと事業のよろず相談会』を開催しています。
まとめ		・参加士業については各会上記のとおり。また士業団体での活動は主には相談会の他、勉強会を開催したり、また研修会がある際には通知を受け情報共有を行っている。

議題	25	災害発生時の家屋被害調査について
提案理由	鹿児島	8月8日に鹿児島で、その後九州各県でも発災した豪雨災害について、県や市町村の危機管理部局から家屋被害調査の支援要請があった場合、どのような対応をしていますか。 例えば建物の部材の状況など、土地家屋調査士業務の内容でなくても支援していますか。
福岡		当会では福岡県と県公嘱協会の三者で災害協定を締結しています。実際に支援要請があったことは無いですが、今年7月に福岡県防災危機管理局防災企画課主催の研修がオンラインで実施されました。業務部理事が受講しています。
佐賀		現在要請は無いのですが、調査士以外の業務でも要請があれば支援するつもりです。熊本会の話で以前聞いて感銘を受けました。社会貢献活動の一環としても必要であると考えます。
長崎		大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を、県をはじめいくつかの自治体と締結しており、要請により協議会が相談業務の支援として専門家の派遣を行うものとしておりますが、これまで支援要請があったことはありません。 調査士業務以外について協定の中では想定をしておりません。 締結に至っていない市町におきましては、長崎県と締結した内容に基づき対応してまいります。
大分		大分会におきましては、県や市町村から支援要請があった場合、公嘱協会が『特定費用準備資金』を活用し、公嘱社員を派遣して対応しております。
熊本		本会では、総務部が担当しています。要請があれば、支援するようです。
鹿児島		実際に、上記内容のような支援要請が出たところ、調査士でできる内容ではなかったが、建築士協会につなぐなど、対応の仕方はあったではと思い、提案しました。 そして、災害協定は結んでいるが、行政や調査士会も担当者が変わっていくため、年に一度は、協定内容の確認を行うなどして、有事に備える必要があるのではと思いました。
宮崎		24とも関連するが、災害時の相談業務に関する協定を締結済みである。 議論は、尽くされているとはいえ、鹿児島会が議題として提案するような内容まで進んでいない。
沖縄		沖縄会では、これまで自治体からの支援要請に対応した事例はありません。過去に一度だけ、台風災害に伴う罹災証明書発行に関して支援要請を受けたことはありましたが、その後、役所職員のみで対応可能との連絡があり、実際に支援を行うには至りませんでした。 なお、土地家屋調査士業務以外の内容であっても、支援要請があれば対応する方針としています。
まとめ		・県、市との災害協定締結については実際の運用手順に曖昧な部分があり、建築士の業務ができると思われていたケースが報告された。協定締結時以降、担当者の交代もあることから、有事の際の取扱いについて担当部局との定期的な情報共有が必要ではないか？との意見あり。

議題	26	単位会での危機管理マニュアルについて
提案理由	福岡	調査士会(県会)などが被災し、連絡網など機能不全になった場合などを想定し、マニュアルを作成に取り掛かる予定ですが、作成されてある会などございましたら、ご教示宜しくお願いたします。
福岡	提案会	
佐賀	昨年作成を致しました。しかし、積立金とお見舞金をどうするか検討しては、会員に報告できずにいます。	
長崎	危機管理規則、緊急連絡網の作成はしているがマニュアルは未作成。機能不全になった場合については、FACEBOOK の利用を想定している。総務部で緊急時のシミュレーションを今後行ってみることを検討している。	
大分	支部単位で連絡網を作成しておりますが、マニュアル等は作成しておりません。	
熊本	本会では、総務部が担当していますが、作成予定はないようです。	
鹿児島	大規模災害対応マニュアルを作成し、各支部の連絡網も作成したが、連絡網が機能不全になった場合の想定まではしていない。災害伝言板など共有アプリの活用を学んだほうが良いとは考えている。	
宮崎	当会では、作成済みであり、昨年発生した地震の際には、危機管理規則に従い震度6強以上の地域の支部会員の安否確認に活用された。	
沖縄	沖縄会では、今年度、総務部を中心に『緊急時対策規程』および『災害対策マニュアル並びに会務継続計画』を作成中で、令和7年度内に施行する予定です。これらの中には、安否確認、代替本部の設置、緊急連絡網、会務継続計画とデータバックアップ、被災者相談や自治体支援派遣などを定めています。	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本会から6年前に配布された冊子が震災時の対応等わかりやすく非常に参考になっている。 ・積立金に関して、その用途、積立額(目標金額)、有事の際のお見舞金等について情報交換、議論を行った。また積立金を蓄えと認識する会員もいる、との情報もあり誤解を生まないように情報の発信を行うことや適正額についても意見交換した。 	